＊千代田台こども園における「こども誰でも通園制度」の試行的事業の利用者募集について

＜こども誰でも通園制度の試行的事業の利用者を募集します＞

千代田台こども園で令和８年４月から実施する「こども誰でも通園制度（※）」の円滑な運営に向けて、下記の期間中、試行的事業を実施しますので、利用者を募集します。子どもたちが安心して遊べる場、保護者の方が気軽に相談できる場としてご利用ください。

（※）こども誰でも通園制度って？

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業に通っていない乳幼児を対象に、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月１０時間までの利用可能枠の中で就労要件などを問わず、時間単位で生後６か月から満３歳未満の乳幼児が柔軟に利用できる制度で、令和８年度から全国で始まります。

１．対象者

①河内長野市民

②０歳６か月～満３歳未満

※保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業に通っていないこと

２．実施場所

千代田台こども園（千代田台町１－１）

３．実施期間及び利用回数

令和８年２月２日（月）～３月１９日（木）

期間中、最大５回（週に１回まで）利用可能

４．利用日及び利用時間

平日の月・火・木・金曜日

午前９時半～１１時半（１時間単位での利用可）

５．受入定員

１日につき、２名以内（先着順）

６．利用料金

子ども１人あたり１時間につき、５００円

※利用料金は、利用開始時にお支払いいただきます。

※時間より早くお迎えに来られた場合でも、利用料金の返金はいたしませんのでご注意ください。

※利用時間を超えると、子ども１人あたり１時間につき５００円の延長料金が発生します。

※園でのおやつや給食の提供はありません。

７．利用申し込み　令和８年１月５日（月）～

千代田台こども園（０７２１－５３－２２３１）へお電話ください。利用前面談の日程を調整させていただきます。

（利用日の前日までに利用前面談が必要です）

※面談時には身分証明書と母子健康手帳をお持ちください。

※利用前面談時に、利用登録申請書の用紙をお渡しします。

※すでに受入定員を超えている場合は、お断りさせていただきます。

８．利用時のお約束

・利用時には必ず体温を測り、３７．５℃以上ある時や下痢などの体調が悪い時、病児（感染症を含む）又は病後児は利用いただけません。

・一時預かり中の３７．５℃以上の発熱や、体調が悪くなった時はお迎えをお願いします。

※利用料金の返金はありません。

・薬類は、お預かりできません。

・利用日の数日前から病院を受診しているまたは、処方薬を服用している時は、利用日の一時預かり（集団保育）が可能かどうか、主治医に確認をしておいてください。

・利用時間に変更がある場合やキャンセルされる場合は、必ずご連絡ください。

連絡なくキャンセルが続いた場合は、利用をお断りすることがあります。

＊お問い合わせ先＊

河内長野市立千代田台こども園（千代田台町１－１）

０７２１－５３－２２３１